

タジク・ソビエト社会主義共和国最高会議
決議

歴史文化記念物の保護及び利用に関する法律 の施行手続について

タジク・ソビエト社会主義共和国法 歴史文化記念物の保護及び利用に関する法律 の採択に関連し、タジク・ソビエト社会主義共和国最高会議は、以下のことを決議する。

1. タジク・ソビエト社会主義共和国法 歴史文化記念物の保護及び利用に関する法律 を 1978 年 12 月 1 日より施行する。
2. タジク・ソビエト社会主義共和国政府決定をタジク・ソビエト社会主義共和国法 歴史文化記念物の保護及び利用に関する法律 に適合させることを、タジク・ソビエト社会主義共和国閣僚会議に委任する。

タジク・ソビエト社会主義共和国最高会議幹部会議長 M.ホロフ
タジク・ソビエト社会主義共和国最高会議幹部会書記 D.ガドエフ

1978 年 7 月 19 日 ドゥシャンベ市